

議第 3 3 号

広島市と呉市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する
協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定により，連携中枢都市圏である広島広域都市圏を形成するための連携協約を別紙のとおり広島市と協議して締結する。

（提案理由）

連携中枢都市圏である広島広域都市圏を形成するための連携協約を広島市と協議して締結するため，地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により，この案を提出する。

広島市と呉市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

広島市（以下「甲」という。）及び呉市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である広島広域都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、人口減少・少子高齢社会にあっても、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を協力して実施することにより、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築し、もって圏域の経済を活性化し自律的で持続的な発展を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる取組を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。

（連携を図る取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携を図る取組の内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

（広島広域都市圏発展ビジョン）

第4条 第2条に規定する取組を推進するため、圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す「広島広域都市圏発展ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を甲が、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 第2条に規定する取組を甲及び乙が実施するために要する費用及びその分担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

（連絡会議）

第5条 甲及び乙の長は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。

（連携協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この連携協約は、平成28年4月1日から施行する。